

緊急援護資金貸付拠点区分 資金収支計算書

(自)令和 7年 4月 1日(至)令和 8年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	事業活動収入計(1)				
	事務費支出	20,000	20,000	0	
	通信運搬費支出	10,000	10,000	0	
	手数料支出	10,000	10,000	0	
	流動資産評価損等による資金減少額		30,000	△30,000	
	徴収不能額		30,000	△30,000	
	事業活動支出計(2)	20,000	50,000	△30,000	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△20,000	△50,000	30,000	
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)				
	支出				
	施設整備等支出計(5)				
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)				
その他の活動による収支	収入				
	拠点区分間繰入金収入	20,000	20,000	0	
	その他の活動収入計(7)	20,000	20,000	0	
	支出				
	その他の活動支出計(8)				
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	20,000	20,000	0	
	予備費支出(10)		—		
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	△30,000	30,000	
前期末支払資金残高(12)		202,000	201,275	725	
当期末支払資金残高(11)+(12)		202,000	171,275	30,725	

緊急援護資金貸付拠点区分 事業活動計算書

(自)令和 7年 4月 1日(至)令和 8年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	サービス活動収益計(1)			
	事務費	20,000	20,000	0
	通信運搬費	10,000	10,000	0
	手数料	10,000	10,000	0
	徴収不能額	30,000	5,000	25,000
	サービス活動費用計(2)	50,000	25,000	25,000
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	△50,000	△25,000	△25,000
サービス活動外増減の部	収益			
	サービス活動外収益計(4)			
	費用			
	サービス活動外費用計(5)			
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)			
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	△50,000	△25,000	△25,000
特別増減の部	収益			
	拠点区分間繰入金収益	20,000	20,000	0
	その他の特別収益	24,000	5,000	19,000
	徴収不能引当金戻入益	24,000	5,000	19,000
	特別収益計(8)	44,000	25,000	19,000
	費用			
	特別費用計(9)			
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	44,000	25,000	19,000
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	△6,000	0	△6,000
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	52,275	52,275	0
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	46,275	52,275	△6,000
	基本金取崩額(14)			
	基金取崩額計(15)			
	その他の積立金取崩額(16)			
	その他の積立金積立額(17)			
	次期繰越活動増減差額(18)=(13)+(14)+(15)+(16)-(17)	46,275	52,275	△6,000

緊急援護資金貸付拠点区分 貸借対照表

令和 8年 3月31日現在

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産				流動負債	0	0	0
現金預金	46,275	52,275	△6,000				
短期貸付金	46,275	46,275	0				
徴収不能引当金	125,000	155,000	△30,000				
	△125,000	△149,000	24,000				
固定資産	0	0	0	固定負債			
基本財産							
その他の固定資産	0	0	0	負債の部合計	0	0	0
				純資産の部			
				基本金			
				基金			
				国庫補助金等特別積立金			
				その他の積立金			
				次期繰越活動増減差額	46,275	52,275	△6,000
				(うち当期活動増減差額)	△6,000	0	△6,000
				純資産の部合計	46,275	52,275	△6,000
資産の部合計	46,275	52,275	△6,000	負債及び純資産の部合計	46,275	52,275	△6,000

(単位:円)

計算書類に対する注記（緊急援護資金貸付拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

該当なし

②無形固定資産（リース資産を除く）

該当なし

③リース資産

該当なし

(2) 徴収不能引当金の計上基準

当法人は、毎会計年度末において、事業ごとに徴収できないリスクがあると判断した債権を、徴収不能引当金として計上する。一般債権については貸倒実績率に基づき、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を見積もって徴収不能額に計上する。

(3) 賞与引当金の計上基準

該当なし

(4) 退職給付引当金の計上基準

該当なし

(5) 消費税等の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式を採用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 緊急援護貸付拠点区分計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(2) 拠点区分におけるサービス区分別資金収支明細書（会計基準別紙3（⑩））

緊急援護資金貸付拠点区分におけるサービス区分は単一であるため作成していない。

(3) 拠点区分におけるサービス区分別事業活動明細書（会計基準別紙3（⑪））

緊急援護資金貸付拠点区分におけるサービス区分は単一であるため作成していない。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
短期貸付金	125,000	125,000	0
合計	125,000	125,000	0

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

引当金明細書

(自) 令和 7 年 4 月 1 日 (至) 令和 8 年 3 月 31 日

社会福祉法人名 社会福祉法人 調布市社会福祉協議会
拠点区分 緊急援護資金貸付

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
徴収不能引当金	149,000	()	24,000	()	125,000	
計	149,000	0	24,000	0	125,000	

(単位:円)

(注)

1. 引当金明細書には、引当金の種類ごとに、期首残高、当期増加額、当期減少額及び期末残高の明細を記載する。
2. 目的使用以外の要因による減少額については、その内容及び金額を注記する。
3. 都道府県共済会または法人独自の退職給付制度において、職員の転職または退職した場合は、当期増加額又は退職給付の支払を伴わない退職給付引当金の増加または減少が発生した場合、当期増加額又は当期減少額（その他）の欄に括弧書きでその金額を内数として記載するものとする。